

## 平成30年度 木造住宅耐震化推進補助事業について

～木造住宅の耐震改修工事を支援します～

市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断及び耐震改修計画・改修工事の費用を補助します。

### ○募集概要

番号	対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
①	耐震診断	耐震診断士の派遣(自己負担額2,000円)	2戸(先着順)	平成30年6月1日(金)～ 平成30年9月21日(金) 8:30～17:00 ※土・日曜日、祝日を除く
②	耐震改修計画	耐震改修計画策定に要する費用の2/3の額(上限100,000円)	2戸(先着順)	
③	耐震改修工事	耐震改修工事費の23/100の額(上限300,000円)	2戸(先着順)	

### ○対象住宅

#### ①木造住宅耐震診断士の派遣

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のも
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

#### ②耐震改修計画の策定

上記①の条件に加え、以下の要件すべてに該当するもの

- ・耐震診断における上部構造評点が1.0未満であること
- ・精密診断法により診断し、その耐震性を向上させるために作成する改修計画であること

#### ③耐震改修工事

上記①、②の条件に加え、以下の要件に該当するもの

- ・上記②の耐震改修計画に基づき耐震改修工事をおこなうもの

※詳しくは下記に問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

### ○申込資格

- ・上記の対象となる所有者及び世帯員が市税等を滞納していないこと。
- ・耐震改修工事を行う場合、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者が施工すること。

### ○申込方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

**申込・問 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線254**

## 家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは行いませんのでご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月までには結果の通知や該当者への慰労金を支給します。

※重度要介護高齢者…市内に住所を有し、基準日前6か月以上に渡り要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方。またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

※介護者…市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

○基準日 平成30年6月30日(土)

○対象期間 平成29年7月1日～平成30年6月30日までの1年間

○受付期間 平成30年7月2日(月)～平成30年7月31日(火)

○慰労金の額 12万円または6万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

### ○主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成29年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

**問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175**